資料２－２－１

障害者差別解消法・条例について

差別解消法の概要

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

不当な差別的取扱い

◆　障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限・条件をつける（＝障害者の権利利益を侵害）することは禁止。

◆　正当な理由に相当するか否かは、個別の事案ごとに判断が必要

具体例

障害を理由として、正当な理由がなく、以下のような対応をすると、「不当な差別的取扱い」となるおそれがあります。

○　障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。

○　業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。

○　障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。

合理的配慮の提供

　障害のない方と同等の機会を保障する（＝社会的障壁を除去する）ために、障害のある方が配慮を申し出た場合には、**負担が大きすぎない（＝過重な負担のない）範囲で**、必要かつ合理的な取組を行わなければならない。

合理的配慮の提供　義務化

◆　令和３年５月に成立した「改正障害者差別解消法」により令和６年４月１日から「合理的配慮の提供」の義務化が全国的にスタートする。

◆　都条例では、事業者に対する「合理的配慮の提供」を既に義務化している。

合理的配慮義務の対象者

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	**法的義務** **※令和６年４月１日施行**

具体例

障害者からの申出を踏まえて、以下のような対応をすることが合理的配慮の提供の例となります。

○障害の特性を踏まえ、手話、点字、拡大文字、絵や写真カードやタブレット端末などのコミュニケーション手段を用いる。

○代筆が問題のない書類について、本人の意思を十分に確認しながら代筆する。

○段差がある場合に、簡易スロープ板などを使って補助する。